

平成31（2019）年度日本語教育関係概算要求の主な内容（下）

法務省・外務省・厚生労働省・経済産業省編

—第9回日本語教育推進会議から—

第9回日本語教育推進会議における関係省庁の日本語教育関連事業の取り組み状況を、各省担当者の説明と提出資料などを基に報告する。文部科学省文化庁以外の省庁で、平成31（2019）年度予算に盛り込む法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省の日本語教育関係の概算要求内容である。

法務省—機能的な在留管理制度実施のため法務省体制を充実・強化

まず法務省は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」と「留学生の現況と告示基準の改正について」の説明が主であったためと、日本語教育関係予算は各省の概算要求にかなり組み込まれているために、同省の概算要求については、とくに言及はなかった。

1. 外国人材受入れ・共生のための総合的対応策

その「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」だが、今年7月24日に、関係閣僚会議で了承されたもので、関係各省の検討の方向性を示し中間的に整理されたものだ。総合調整会議を経て年内に「取組の拡充・具体策」を盛り込んだ「最終とりまとめ」となる。

「総合的対応策」は、①多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動、②生活者としての外国人に対する支援、③外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組、④新たな在留管理体制の構築—の4本柱からなる。内容は文部科学省の概算要求段階ですでに触れており、ここでの記述は④の法務省がメインの検討課題だけを紹介する。

④の「新たな在留管理体制の構築」だが、「きめ細かく、機能的な在留管理制度などを実施するため、法務省の体制を充実・強化」とある。いわゆる「出入国在留管理庁」の設置などがすでに報道されているが、④の検討課題は次の3点だ。(1) 在留資格手続きの円滑化・迅速化—在留資格手続きのオンライン申請の開始など。(2) 在留管理基盤の強化—法務省・厚生労働省の情報共有による外国人の在留・雇用状況の正確な把握など。

(3) 不法滞在者などへの対策強化—地方入国管理官署と警察など関係機関との協力関係の強化—とある。

留学生 20 年間で 3.5 倍に増加、資格外活動 9 割が許可有す

2. 留学生の現況と告示基準の改正について

一方、法務省の「留学生の現況と告示基準の改正について」の説明だが、この「留学生の現況」のうち、「在留資格『留学』に係る新規入国者数・在留外国人数」における「新規入国者数」は、日本語の語学留学生の「就学ビザ」を含めて平成 9（1997）年は 2 万 4163 人だったのが、20 年後の平成 29（2017）年には 12 万 3232 人と 5.1 倍に増えていることが分かる。

また「在留外国人数」全体では、平成 9（1997）年の 8 万 9307 人が平成 29（2017）年には、31 万 1505 人とこの 20 年間で約 3.5 倍に増えた。留学生の国籍・地域別では断トツ 1 位が中国で 12 万 4292 人、2 位ベトナムの 7 万 2268 人、3 位ネパールの 2 万 7101 人、4 位韓国の 1 万 5912 人、5 位台湾の 1 万 237 人だった。留学生は「9 割が資格外活動」の許可を受けており、人手不足が深刻な日本社会にとっては「貴重な外国人材」でもある。

「留学」関連の不法残留者数、20 年間で 6 分の 1 に減少も再増加傾向

一方、「在留資格『留学』に係る不法残留者数・刑法犯の検挙件数」だが、「不法残留者の推移」は、約 20 年前の平成 9（1997）年が 2 万 5318 人（在留資格「就学」も含む）だったのが、取り締まりの強化などが奏功し、平成 30（2018）年は 4100 人と約 6 分の 1 に減少した。しかし、ここ 4 年だけとると再び増加に転じている。さらに「刑法犯の検挙人員の推移」は、平成 23（2011）年が 5889 人だったのが、平成 27（2015）年が 6187 人とこちらも増加傾向である。

『日本語教育機関の告示基準』における適正な在留管理に係る主な要件だが、平成 28（2016）年 7 月 22 日の改正の説明があった。日本語教育機関の増加は近年著しく、平成 11（1999）年に就学生・留学生対象の学校を合計して 267 校あったのが、平成 30（2018）年 8 月 16 日現在で 711 校と 2.6 倍に増えている。

1. 留学生に係る問題点とその背景

「留学生に係る問題点とその背景」だが、問題点は①不法残留者の最近の増加傾向、②学校ぐるみで資格外活動の制限を大幅に超える就労活動を促す日本語教育機関がある、③資格外活動の許可を超えて稼働する留学生の存在、④留学生の刑法犯の増加傾向一などを挙げている。不法残留の背景には、①留学生の母国と日本との相当な経済格差、②一部の日本語教育機関の入学者選考や在籍管理の不適切、③外国の留学仲介業者の中には「日本留学で多額の金銭を稼ぐことができる」と目的を逸脱した学生募集一などが指摘されていた。

2. 日本語教育機関の告示基準の見直し

こうした状況を踏まえて、法務省は『日本語教育機関の告示基準』の一部改訂を今年7月26日付で行ったことについても説明があった。今回の改正の見直し箇所は、見直し(1)が、1条1項の「教育課程」の規定の6号部分、同1項の「校長、教員、事務職員」の規定に係る10号と17号部分。見直し(2)が、同1項の「施設・設備(校地、校舎、教室など)」の規定の21号のイとロの部分。ハからニは省略。見直し(3)が同1項の「地方入国管理局への報告」の規定に関する41号と1条2項、1条3項部分一に分けて説明があった。

例えば、上記6号部分では、法の趣旨を無視した留学生の過剰なアルバイトを防ぐために「修業期間1年当たりの授業時間が、定期試験などの期間を含め、35週にわたること」(1項6号ニ)などと改められ、10月1日から運用を開始したこと。また日本語教育の質の向上を目指し、学校の運営がきちんとなされるように「他の日本語教育機関の校長を兼ねる場合には、それぞれの日本語教育機関に副校長を置いていること」(同10号ロ)などの改正を行ったことも報告された。こちらは平成32(2020)年10月1日からの運用開始を目指すという。以上を含めて、今回の告示基準の改訂は、全体では8カ所に及んだ。

外務省—国際交流基金の日本語教育支援に155億円、 海外研修1万1630名実施

外務省の日本語教育関係の概算要求は、独立行政法人国際交流基金関係で、平成31(2019)年度は155億2600万円と前年度比約30億円の増額要求。

1. 海外における日本語教育

海外における日本語の普及は、外務省と国際交流基金が緊密に連携して行っている。

2. 外務省が実施する日本語教育関連事業

外務省は、外交政策の一環として在外公館を通じて、日本への理解の促進や親日層の形成を目的として、日本文化紹介事業を実施している。「日本語教育はその重要な分野の一つ」と位置付けている。在外公館が行う日本文化の紹介は「伝統文化から漫画・アニメなどポップカルチャーに至る幅広い日本文化の紹介事業を実施」している。例えば日本語弁論大会は、平成29(2017)年は186件を実施。他に書道ワークショップ、日本語クイズ大会なども開催している。

3. 国際交流基金が実施する日本語教育事業

(1) 海外の日本語教育環境整備事業

国際交流基金（以下、ジャパンファウンデーション＝JF とする）が海外向けに実施する「日本語教育事業」は、JF が行う「文化芸術交流」、「日本研究・知的交流」と並ぶ 3 本柱の中核である。具体的事業は以下のよう。

①「日本語専門家の海外派遣事業」は、教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成、EPA（Economic Partnership Agreement＝経済連携協定）での予備教育などを担う「日本語専門家」や「日本語指導助手」などを各国の教育省、国際交流基金の海外拠点、中等・高等教育機関などに派遣する事業だ。平成 29（2017）年は、長期派遣ポスト数は 41 カ国 128 ポスト。また「米国若手日本語教員（J-LEAP）」は 20 名だった。

②「日本語教育機関支援事業」は、JF が、世界各地の日本語教育機関と連携しての日本語教育支援だが、その「JF にほんごネットワーク」（通称「さくらネットワーク」）のメンバー数は、平成 30（2018）年 5 月時点で 92 カ国・地域の 289 機関に拡大。助成実績は 89 カ国・地域 568 件だった。

③「海外の日本語教師を対象とした研修」は、海外の日本語教師の日本語力と日本語授業能力の向上を図るための現地及び日本の研修施設における研修事業だ。平成 29（2018）年は、海外では 1 万 1630 名に研修を実施。国内施設での研修は 465 名（うち海外からの招へいは 449 名）に及んだ。

④「日本語教育の制度的導入・維持支援」は、海外の教育機関や行政機関などへの働きかけで、学生の訪日研修や弁論大会などへの参加だが、同年の日本語学習者訪日研修実績は 259 名、海外での主催事業実績は 230 件に及んだ。

⑤「日本語能力を生かしたキャリア形成支援」だが、EPA を活用したフィリピンやインドネシアにおける看護師・介護福祉士候補者への日本語教育（である。また日本語能力が必要となる海外の外交官、公務員、文化学術専門家などへの訪日研修も含む。EPA 研修実績は 1295 名（継続 649 名、新規 646 名）。訪日研修は 124 名（継続 55 名、新規 69 名）である。

(2) 日本語教授法や日本語学習者能力評価事業

⑥「日本語教授法と学習教材の提供」は、「JF 日本語教育スタンダード」に準拠した学習教材『まるごと 日本のことばと文化』の提供である。平成 29（2018）年は、中級 2（B1）レベルを出版した。また、インターネットを通じた学習を支援するため、日本語学習プラットフォーム『みなと』のコースと対応言語を拡充した。また WEB 版『エリンが挑戦！にほんごできます』の対応言語も拡充。日本語初学者への学習奨励のため、スマートフォンなどのモバイル端末で無料利用ができる日本語テストアプリをリリースした。

⑦「日本語能力試験（JLPT）」は、JF と（公）日本国際教育支援協会との共催。同年は

海外 80 カ国・地域、239 都市で開催し、受験者は 58 万 704 人。日本国内実施分を加えると 81 カ国・地域、286 都市で実施、受験者総数は 88 万 7380 人だった。

⑧「日本語教育事情・学習状況の把握と情報提供」だが、収集した国別情報、翻訳したシラバス（講義概要）などを基に世界 204 カ国・地域の日本語教育の情報・データを WEB サイト上で提供する一方、各国の日本語教育機関数、学習者数、教師数などを 1974 年から 3 年に一度の頻度で調査、目下は今年の調査を実施準備中だ。

(3) 日本語パートナーズ派遣事業

JF は、2014～2020 年度までの 7 年間で 3000 人以上のシニア・学生などの人材を、現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとして ASEAN を中心とするアジアに派遣する計画を進行中だ。日本語パートナーは現地の高校で現地教師の助手として授業運営に携わり、日本語教育を支援するとともに、日本文化の紹介を通じた交流を行うほか、自らも現地の言語、文化、社会を学び、体験を日本に発信するということである。

2017 年度の国・地域別派遣実績は、インドネシア 165 人、タイ 114 人、中国 86 人、台湾 77 人、ベトナム 76 人、マレーシア 38 人、フィリピン 15 人、ラオス 8 人、カンボジア 6 人、ミャンマー 4 人、シンガポール 1 人、ブルネイ 1 人。

厚生労働省一外国人留学生らの就職促進研修事業に 7500 万円要求

厚生労働省は職業安定局外国人雇用対策課が作成した資料「厚生労働省の取組状況等」を使って、現状を説明した。まず「日本で就労する外国人のカテゴリー」だが、総数は約 127 万 9 千人。出入国管理及び難民認定法上、就労が認められている形態別内訳は以下の通り。

1. 日本で就労する外国人のカテゴリー

①就労目的で在留が認められる者（いわゆる教授、高度専門職、経営・管理、医療、教育、研究、技術・人文知識・国際業務などの「専門的・技術的分野」）は約 23.8 万人。

②身分に基づき在留する者（「定住者」「永住者」「日本人の配偶者」など。在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を得られる）は約 45.9 万人。

③技能実習は約 25.8 万人。技術移転を通じた開発途上国への国際協力が本来の目的だ。

④特定活動は約 2.6 万人。EPA に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者など。

⑤資格外活動（1 週 28 時間以内で認められている留学生アルバイト等）は約 29.7 万人。

2. 定住外国人に対する就労支援

厚生労働省は、平成 26（2014）年 4 月に雇用政策基本方針を改正し「身分に基づき在留する外国人」の就業推進と雇用管理の改善を促進するほか、日本語能力の改善を図る研修や職業訓練の実施、社会保険の加入促進などを通じた雇用確保と意欲と能力に応じた働き方の実現に力を入れている。平成 30（2018）年度は、労働局が主体となって関係機関（都道府県能力開発主管課、外国人集住地域の市町村、職業訓練機関、外国人就労定着支援委託団体等）と連携強化し、職業相談から定着支援まで一貫した「外国人就労・定着支援事業」に取り組んでいる。平成 31（2019）年度概算要求額は 6 億 2800 万円。前年度比 7700 万円増だ。

平成 30（2018）年度は「通訳・相談員・ワンストップサービスコーナーの設置・配置」を継続して行った。通訳配置箇所は 128 カ所。外国人専門相談員の配置は 91 人。ワンストップサービスコーナーの設置は 4 カ所。多言語コンタクトセンター（全国のハローワークから利用可能な 10 言語対応の電話通訳）を設置。

また「外国人就労・定着支援研修」の実施は、安定就労を目的としている。今年度は主に関東・東海地区をカバーする 17 都府県 92 都市で実施、4250 名の受講予定で「定住外国人」を対象に実施中だ。日本語教育を含む①「コミュニケーション能力の強化」、②「日本の労働法令や雇用慣行などの基本的知識の習得」、③「介護分野における日本語習得を目指す」コースを設定した。コース当たりの総研修時間は 120 時間で、夜間や土日コースも設けた。

3. 新規事業は「外国人留学生等に対する就職促進研修事業」

厚労省が平成 31（2019）年度予算で新規に要求したのは「外国人留学生等に対する就職促進研修事業」（仮称）である。額は 7500 万円。留学生の 6 割が日本企業への就職を望んでいるのに「国内就職率 3 割」に留まっている現状の改善を図る事業だ。政府の「規制改革実行計画」の中に、新規の外国人就職者らに対する職場に必要な日本語コミュニケーション能力を高めるための実践的な研修として「ビジネス日本語研修」などの機会を提供することと、目下、法案化が国会で準備されている『日本語教育推進基本法案』（仮称）で、日本で就職を希望する外国人留学生に対して「職業に必要な日本語能力習得のための日本語教育を大学で充実させるほか、必要な施策を講ずる」と指摘されているのを踏まえた措置だ。事業は以下の 3 つだ。

（1）一般留学生が対象の就職促進研修

実施地域は東京、愛知、大阪。研修はおおむね 2 週間程度（1 日 3 時間×10 日＝30 時間）。研修内容は、TPO に応じた日本語コミュニケーション能力、会議などでの対応力の習得や日本特有の企業文化、キャリアパスなどについての社会保険労務士などによる講義だ。20 人×45 コースで受講者は 900 人を予定。

（2）新たな在留資格への移行を希望する留学生が対象の就職促進研修

実施地域は同上。研修期間は（１）の倍の 20 日間で計 60 時間。研修内容は、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力の習得と、受け入れ各業種の労働現場に特有な日本語表現の習得。20 人×15 コースで受講者は 300 人。

(3) 外国人材との経験交流会の実施

実施地域は同上。実施回数は年 30 回。内容は外国人材を積極的に採用している企業の協力を得て、入社後おおむね 3 年以内の若手外国人社員との経験交流会を実施。参加者数は、10 人×30 回で 300 人を予定している。

経済産業省―「技術協力活用型・新興国市場開拓事業」で日本語教育

経済産業省は、いずれも継続事業の「技術協力活用型・新興国市場開拓事業」に日本語教育関係の概算要求を盛り込んでいる。平成 31（2019）年度は 45 億円（内数）で前年度より 570 万円の微減となっている。日本企業が、技術協力を通じて海外でビジネスを行ううえでの課題となる現地人材の育成、ビジネス環境の整備を推進することにより、日本企業の新興国市場の獲得を図る事業だ。同事業は全部で 6 つの事業からなっている。名称は以下の通り。

①制度・事業環境整備事業、②新興市場開拓人材育成支援事業、③国際化促進インターンシップ事業、④社会課題解決型国際共同開発事業、⑤看護師・介護福祉士候補者日本語支援事業、⑥インフラ海外展開支援事業。このうち、日本語教育関係は②と⑤である。

②「新興市場開拓人材育成支援事業」は、海外進出先での事業活動を担う、現地人材の育成のために、日本企業が実施する日本での受け入れ研修、海外への専門家派遣などの取り組みへの補助を行う。⑤「看護師・介護福祉士候補者日本語支援事業」は、EPA に基づく約束を着実に履行するため、看護師・介護福祉士の円滑な受け入れに向けた日本語研修を実施するものだ。

以上が、第 9 回日本語教育推進会議で行われた関係各省の日本語教育関連の事業と概算要求の概要である。日本語学校経営の参考になる内容がいくつもありそうだ。